

# 大田原市中心市街地活性化基本計画

栃木県大田原市

平成20年11月

平成20年11月11日認定

平成21年 3月27日変更

平成21年12月 7日変更

平成22年 3月23日変更

平成23年 2月16日変更

平成23年 3月31日変更

平成24年 7月13日変更

平成24年12月19日変更

平成25年 3月28日変更

## 〈目 次〉

○基本計画の名称 -----	1
○作成主体 -----	1
○計画期間 -----	1
<b>1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 -----</b>	<b>1</b>
[1] 大田原市の概要 -----	1
[2] 中心市街地の現状分析 -----	2
[3] 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析 -----	2 4
[4] 中心市街地活性化におけるこれまでの活性化の取り組み -----	3 4
[5] 大田原市中心市街地活性化基本方針 -----	4 0
<b>2 中心市街地の位置及び区域 -----</b>	<b>4 3</b>
[1] 位置 -----	4 3
[2] 区域 -----	4 4
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明 -----	4 5
<b>3 中心市街地の活性化の目標 -----</b>	<b>5 2</b>
[1] 大田原市中心市街地活性化の目標 -----	5 2
[2] 事業推進の手法、コンセプト -----	5 8
[3] 計画期間の考え方 -----	6 0
[4] 数値目標の設定の考え方 -----	6 0
[5] 目標数値の設定 -----	6 6
[6] 具体的な目標数値の設定根拠 -----	6 7
<b>4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の 整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 -----</b>	<b>8 5</b>
[1] 市街地の整備改善の必要性 -----	8 5
[2] 具体的事業の内容 -----	8 6
<b>5 都市福利施設を整備する事業に関する事項 -----</b>	<b>9 4</b>
[1] 都市福利施設を整備の必要性 -----	9 4
[2] 具体的事業の内容 -----	9 5

<b>6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</b>	100
[1] まちなか居住推進の必要性	100
[2] 具体的な事業の内容	101
<b>7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項</b>	103
[1] 商業の活性化の必要性	103
[2] 具体的事業の内容	105
<b>8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項</b>	117
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	117
[2] 具体的事業の内容	118
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	119
<b>9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項</b>	120
[1] 市町村の推進体制の整備等	120
(1) 本市における内部推進体制について	120
(2) 大田原市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容	122
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	126
(1) 大田原市中心市街地活性化協議会の概要	126
(2) 大田原市中心市街地活性化協議会からの意見書	129
(3) 構成員、所掌事項（役割）、開催経過に関する資料	130
<b>10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項</b>	134
[1] 都市機能の集積促進の考え方	134
(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針	134
(2) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置	135
[2] 都市計画手法の活用	135
[3] 都市機能集積のための事業等	136

11	その他中心市街地の活性化のために必要な事項-----	138
[1]	基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項-----	138
	（1）個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等-----	138
	（2）都市計画法やその他法令に基づく種々の計画との整合性-----	141
[2]	都市計画との調和等-----	142
[3]	その他の事項-----	142
12	認定基準に適合していることの説明-----	143